

要保管

3年間保管

(2022年 4月 1日 ~ 2025年 3月 31日)

規則集

2024年4月配布

鴻巣市立鴻巣北小学校 PTA

目 次

I	会則		1	
II	細則	細則—1	組織図	7
		細則—2	学年委員会運営規定	8
		細則—3	支部委員会運営規定	11
		細則—4	特別委員会運営規定	14
		細則—5	PTA活動に先立つ確認事項	17
			様式—1 連絡網使用書	19
		細則—6	慶弔規定	20
		細則—7	表彰規定	21
		細則—8	経理処理基準	21
			様式—2 一般会計科目	22
			様式—3 一般会計収支計算書	23
			様式—4 一般会計予算書	24
			様式—5 特別会計科目	25
			様式—6 特別会計収支計算書	26
			様式—7 執行票(証憑添付用紙)	27
		細則—9	「資源回収」の実施手順	28
		細則—10	「こども110番の家」への対応について	30
		細則—11	降雪時の対応について	31
		細則—12	「交通安全母の会」の取り扱いについて	32

I. 鴻巣市立鴻巣北小学校 PTA 会則

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この会は、鴻巣市立鴻巣北小学校保護者と先生の会(PTA:以下、会という)という。

(事務所所在地)

第2条 この会は、事務所を鴻巣市立鴻巣北小学校に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は保護者と教員が一体となって会員相互の見識を高め、親睦を深めると共に、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. よい保護者、よい教員となるような事業・活動をする。
2. 会員相互の親睦を図る。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な育成を図る。
4. 児童の生活環境を良くする。
5. 公教育を充実することに努める。
6. 国際理解に努める。
7. その他、目的達成に必要な活動をする。

第3章 方針

(方針)

第5条 この会は、児童の健全育成のため地域社会と連携し、学校教育の充実・向上に協力することを本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

(会員)

第6条 この会の会員は次のとおりである。

1. 鴻巣市立鴻巣北小学校に在籍する児童の保護者
2. 鴻巣市立鴻巣北小学校に勤務する職員

(会費)

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。会費は、年額4,200円とし、5月、10月の年2回の分納とする。なお、途中退会、入会は、月割りとする。

(会員の義務、権利)

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

1. 会員は、この会則に定めるもののほか、この会が定めるその他の細則を遵守し、この会の目的を達成するために必要な義務を負う。
2. 会員は、この会則に定めるもののほか、この会の目的を達成するために必要なすべての事業に参加する権利を平等に保有する。

(他の会の会員)

第9条 この会の会員は、鴻巣市PTA連合会、北足立北部地区PTA連絡協議会、埼玉県PTA連合会、(社)日本PTA全国協議会の会員となる。

第5章 経理

(経費の支弁)

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってまかなう。

(予算の議決)

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

(総会の承認)

第12条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

(役員の数)

第14条 この会の役員は、次のとおりである。

会長	1名
副会長	若干名(教員1名)
会計	3名(保護者2名、教員1名)
正副選考委員長	各1名
書記	若干名

なお、第7章に定める参与を置く。参与は学校長とする。また、顧問を置くことができ、顧問は前会長とする。

役員は、第8章に定める会計監査委員をかねることができない。

(役員を選任)

第15条 役員は、総会において選任される。

(役員任期)

第16条 役員任期

1. 役員任期は2年とする(教員を除く)。ただし、再任を妨げない。
2. 当該役員が任期を終了した場合、配偶者を含め、以降5年間は支部委員、学年委員の就任を免除する。ただし、本人が希望する場合それを妨げない。

(役員欠員補充)

第17条 役員に欠員が生じ、第13章に定める執行委員会が補充の必要性を認めるときは、会長が会員の中より指名によって選任し、補充する。ただし、補充役員任期は、最初の定期総会までとする。

なお、会長は、役員補充を行った経過の概要と、結果を全会員に書面をもって補充後30日以内に通知しなければならない。

(会長の職務)

第18条 会長は、次の職務を行う。

1. この会を代表し、業務を統括する。
2. 第32条、第37条、第40条及び第44条の定めにより総会、全体委員会、運営委員会及び執行委員会を招集する。
3. 原則として全体委員会、運営委員会及び執行委員会の議長となる。
4. 第47条、第51条、第56条の定めに従い、支部委員長、特別委員会委員長および各学年委員会委員長を委嘱する。
5. 第9章に定める選考委員会を、第27条に基づいて設置する。
6. 会長は、会計監査の執行時および選考委員会を除くすべての集会に出席して、意見を述べることができる。

ただし、会計監査委員および選考委員会より要請があったときには、その要請に従い出席し意見を述べることができる。

(副会長の職務)

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する

(書記の職務)

第20条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会、全体委員会、運営委員会及び執行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

(会計の職務)

第21条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
2. 定期総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
3. この会の財産を管理する。
4. 予算の立案について協力する。

第7章 参与

(参与の職務)

第22条 参与は、学校長がこれにあたり、この会の事業・活動・組織の運営に関係し、学校管理ならびに教育上、すべての委員会に出席して意見を述べることができる。

第8章 会計監査委員

(会計監査委員の定数等)

第23条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員を置く。会計監査委員は、役員、全委員（選考委員会、学年委員会、支部委員会、特別委員会の委員）、及び「学校応援団いちょうっ子パパ」部員をかねることができない。

(会計監査委員の選任)

第24条 会計監査委員は、5学年より選出し、総会において選任される。

(会計監査委員の職務)

第25条 会計監査委員は、必要に応じ、随時、会計監査を行うことができる。

(会計監査委員の任期)

第26条 会計監査委員の任期は、1年とする。なお、以降1年間は学年委員の就任を免除する。ただし、本人が希望する場合はそれを妨げない。

第9章 選考委員会

(選考委員会の設置)

第27条 会長は、次年度の役員を選出するため、執行委員会の承認を得た後すみやかに選考委員会を設置しなければならない。

(選考委員の選出方法)

第28条 会長は、前年度の正副選考委員長を召集し、当該年度の選考委員の選出を委嘱する。
選考委員は、支部委員の現委員を含む経験者の中から各支部1名選出する。

(選考委員会の運営)

第29条 選考委員長は、新選考委員を召集し、互選によって書記の選出をする。また、当該年度の役員は必要に応じて当該年度の選考委員会を補佐することができる。

(選考委員の任期)

第30条 選考委員の任期は、選考委員会の設置から定期総会までとする。ただし正副委員長は第27条、第28条、第29条の定めに従い、会長の委嘱を受けて、次期選考委員会の設置にともなう選考委員の選出及び事務の引継ぎを行う。

第10章 総会

(総会の意義)

第31条 総会は、全会員をもって構成され、会則に定めるもののほか、この会の運営に関する重要な事項を議決する最高議決機関である。

(総会の開催)

第32条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が召集もしくは書面にて開催する。

1. 定期総会は、毎年5月末日までに開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 執行委員会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の10分の1以上から臨時総会の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
3. 総会の議長は、総会において決定し、議長は、書記を選任する。
4. 書記は、議事及び議事事項を記録し、議長、書記、記名捺印のうえ、事務所に保管する。
5. 総会を召集する場合には、総会の目的、その内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも総会開催日の2週間前までに全会員に通知しなければならない。

(定期総会提出議案)

第33条 定期総会では下記の事項を決する。

1. 前年度事業報告と決算報告の件
2. 新年度事業計画案と予算案の承認の件
3. 新役員の承認の件
4. 会則の改廃承認の件
5. その他特に重要な事項

(総会の成立要件)

第34条 総会は、会員の現在数の5分の1以上出席または議決書の提出がなければならない。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

(総会の決議)

第35条 総会の議事は、第34条の定めるところの過半数で決する。なお、同数のときは議長の決するところとする。

第11章 全体委員会

(全体委員会の意義)

第36条 全体委員会は、学年委員会、支部委員会、特別委員会の委員、役員、学年主任、教務主任で構成され、この会の運営状況の説明、質疑等を行い、事業・活動等への理解を深め、この会の目的達成のため会員相互のより強固な協力体制の整備を図るためのものである。

(全体委員会の開催)

第37条 全体委員会は、必要に応じて、会長の召集により随時開催する。

(全体委員会の役割)

第38条 全体委員会は、各委員が運営状況の説明、質疑等を通してこの会の運営状況を確認・理解し、協力体制を整える役割を担う。

第12章 運営委員会

(運営委員会の意義)

第39条 運営委員会は、役員、学年委員長、支部委員会委員長、特別委員会委員長、学年主任、教務主任によって構成され、この会の目的を達成するために、円滑な運営を図るためのものである。

(運営委員会の開催)

第40条 運営委員会は、必要に応じて、会長の召集により随時開催する。

(運営委員会の役割)

第41条 運営委員会は、この会を円滑に運営するための協議機関である。

(運営委員会での協議事項)

第42条 運営委員会では、下記の事項を協議する。

1. 執行委員会から提出された事項
2. その他、会の円滑な運営のために必要な事項

第13章 執行委員会

(執行委員会の意義)

第43条 執行委員会は、役員をもって構成し、この会のすべての事業・活動の実行の指揮をとると共に、総会の議決を要しない事項の審議決定をし、執行を行う。

(執行委員会の開催)

第44条 執行委員会は、必要に応じて、会長が召集し随時開催する。

(執行委員会の役割)

第45条 執行委員会は、この会の執行機関として、次の行為をなす。

1. 総会議決事項の執行
2. 予算、決算の検討、確認
3. 総会提出議案の作成
4. 特別委員会の設置、廃止
5. その他、総会の議決を必要としない業務の執行に関する事項

第14章 支部委員会

(支部委員会の意義)

第46条 この会を次の6地区に分けて支部を置き、その地域社会と関わり合いながら支部PTA活動を推進し、この会の目的の達成を図る。

1. 宮地支部委員会: 宮地、鴻巣の一部
2. 雷電支部委員会: 雷電、栄町5丁目
3. 加美支部委員会: 加美
4. 神明支部委員会: 神明
5. 箕田支部委員会: 八幡田、市の縄、寺谷、箕田の一部
6. 上三谷支部委員会: 鴻巣の一部、安養寺の一部

(支部委員長の委嘱)

第47条 支部委員長は、各支部の推薦に基づいて、会長が委嘱する。

(支部の活動)

第48条 支部は、会則に反しない限り、独自に事業を立案して活動する。

第15章 特別委員会

第49条 この会には、必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第50条 特別委員会は、その任務の終了したときに、解散する。

(委員長の委嘱)

第51条 特別委員会委員長は、委員会の推薦に基づいて、会長が委嘱する。

(委員会の活動)

第52条 特別委員会は、その設置された目的を十分に考慮した上で、会則に反しない限り、独自に事業を立案して活動する。

(特別委員会へのPTA会員以外の参加)

第53条 会長は、各特別委員会委員長の推薦にもとづき鴻巣北小PTA会員以外を特別委員会委員とすることができる。

第16章 学年委員会

(学年委員会の意義)

第54条 この会を学年ごとに分けて委員会を置き、学年ごとのPTA活動を推進し、この会の目的の達成を図る。

(学年委員会の委員)

第55条 学年委員会は、学年委員で構成され、学年委員は、各学級から2名(もしくは3名)選任される。
なお、やむを得ず欠員が生じ補充が必要な場合は、欠員が生じた学級より新たに選任する。

(学年委員長の委嘱)

第56条 学年委員長は、各学年委員会の推薦に基づいて、会長が委嘱する。

(学年委員会の活動)

第57条 学年委員会は、第3条、第4条、第5条の定めに従い、執行委員会の指揮の基に活動する。
また、会則に反しない限り、独自に事業を立案して活動することができる。

第17章 学校応援団いちょうっ子パパ

(学校応援団いちょうっ子パパの意義)

第58条 この組織は保護者・学校・地域で学校教育・地域振興を支援する体制を組織することで、鴻巣北小学校の教育の充実・発展を図るとともに「ふるさと」を創る保護者・学校・地域の教育向上及び活性化を図ることを目的とする。

(学校応援団いちょうっ子パパ部員)

第59条 鴻巣北小 PTA 会員は、自主的な意思によって「学校応援団いちょうっ子パパ」部員とすることができる。

第60条 会長は「学校応援団いちょうっ子パパ」部長の推薦に基づき鴻巣北小 PTA 会員以外を「学校応援団いちょうっ子パパ」部員とすることができる。

(学校応援団いちょうっ子パパ部長の委嘱)

第61条 「学校応援団いちょうっ子パパ」部長は、部員の推薦に基づいて、会長が委嘱する。

(学校応援団の活動)

第62条 「学校応援団いちょうっ子パパ」は、会則に反しない限り、独自に事業を立案して活動する。

第18章 会則の改廃

(会則の改廃)

第63条 この会則は、総会において、3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。
改正案は、総会開催の少なくとも、2週間前に全会員に通知しておかなければならない。

第19章 細則

(細則)

第64条 この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、執行委員会の決議をもって定める。
会長は、細則制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第20章 附則

(会則改正の経過)

第65条 本会則は、昭和47年5月8日より実施する。

平成12年5月1日改正

平成14年1月22日一部改正

平成15年4月25日一部改正

平成17年4月28日一部改正

平成20年4月25日一部改正

平成22年4月23日一部改正

平成25年4月26日一部改正

平成31年4月19日一部改正

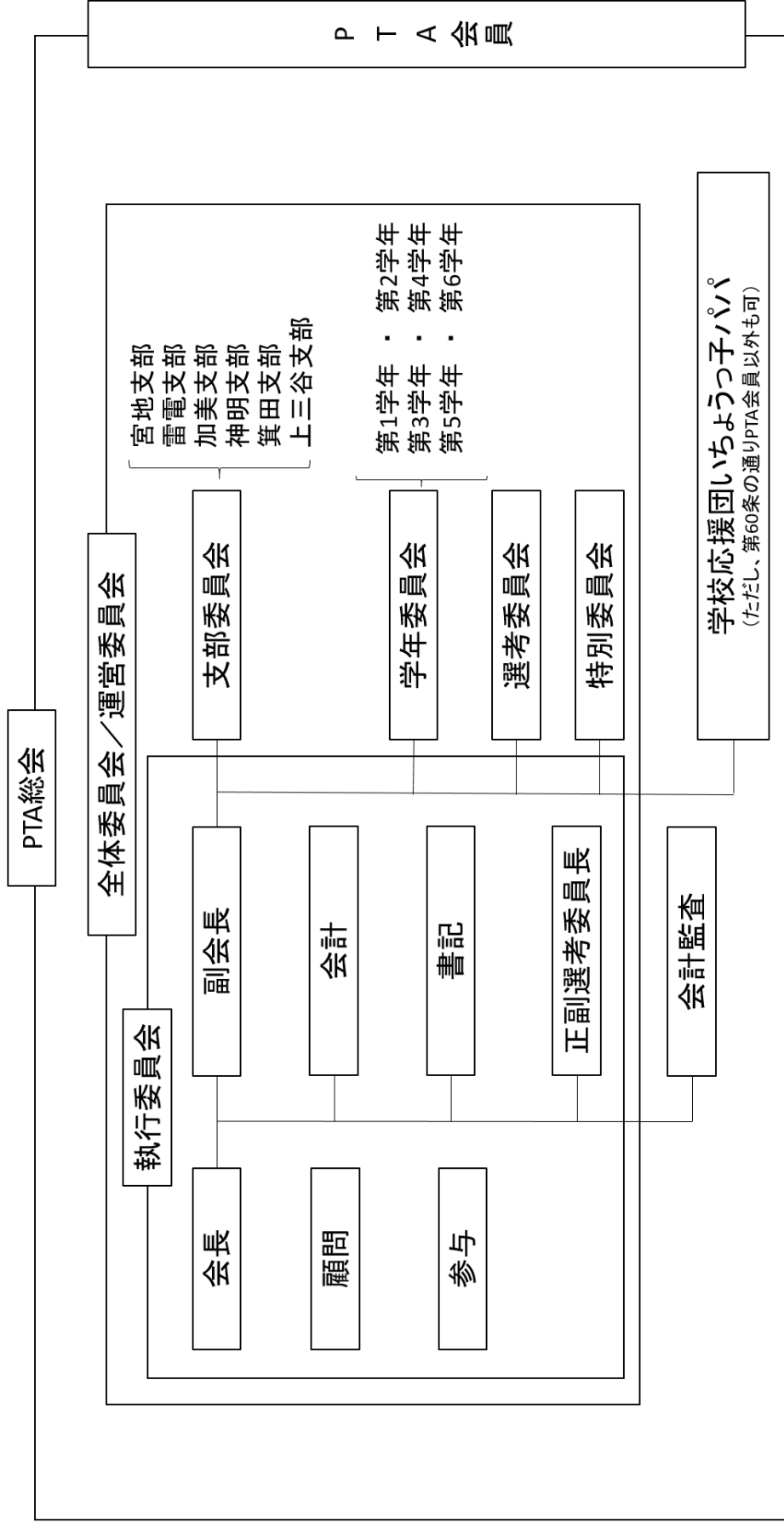
令和 4年4月27日一部改正

目 次

細則一1

鴻巣市立鴻巣北小学校PTA組織図

平成28年3月11日 改正
令和 3年2月21日 改正



学年委員会運営規定

1. 学年委員会とは

「鴻巣市立鴻巣北小学校 PTA 会則」平成17年4月28日改正 より抜粋

第16章 学年委員会

(学年委員会の意義)

第54条 この会を学年ごとに分けて委員会を置き、学年ごとのPTA活動を推進し、この会の目的の達成を図る。

(学年委員会の委員)

第55条 学年委員会は、学年委員で構成され、学年委員は、各学級から2名(もしくは3名)選任される。なお、欠員が生じ補充が必要な場合は、欠員が生じた学級より新たに選任する。

(学年委員長の委嘱)

第56条 学年委員長は、各学年委員会の推薦に基づいて、会長が委嘱する。

(学年委員会の活動)

第57条 学年委員会は、第3条、第4条、第5条(下記の通り)の定めに従い、執行委員会の指揮の基に活動する。また、会則に反しない限り、独自に事業を立案して活動することができる。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は保護者と教員が一体となって会員相互の見識を高め、親睦を深めると共に、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. よい保護者、よい教員となるような事業・活動をする。
2. 会員相互の親睦を図る。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な育成を図る。
4. 児童の生活環境を良くする。
5. 公教育を充実することに努める。
6. 国際理解に努める。
7. その他、目的達成に必要な活動をする。

第3章 方針

(方針)

第5条 この会は、児童の健全育成のため地域社会と連携し、学校教育の充実・向上に協力することを

本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

以上のことから学年委員会は、各学級から学年委員を2名(もしくは3名)選任し、学年ごとに委員会としたものです。学年委員会はおもに学年ごとのPTA活動を推進する中で、会員相互の見識を高めたり、親睦を深めたりすることを目的としています。またさらに児童の幸福な成長に大きく寄与することも大切な目的とし設置された委員会です。

2. 学年委員会の運営方針

- 1) 執行委員会の指揮の基に、学年委員長を中心に運営する。

PTAという組織としての活動ですから、執行委員会の指揮のもとにあるということを組織図

の中でもご確認ください。これは、学年委員会の活動をただ単に制限し、管理下に置くという意味ではなく、広く連絡を取り合いながらより良い活動をしていただくために、とても大切なこととご理解ください。

- 2) 最初の学年委員会は執行委員会(担当の執行委員)が召集し、学年委員長1名、副委員長1名、書記1名を互選により選出する。
- 3) 2回以降の学年委員会は、学年委員長が執行委員会(担当の執行委員)にその日時・場所・内容等を報告、相談し開催する。

3. 学年委員の選任

- 1) 各学級から必ず2名(もしくは3名)の学年委員を選任しなければならない。
- 2) 選任に関しては、選任された2名(もしくは3名)の学年委員の方がすべての仕事を担うということではなく、あくまでもその学級の代表者であるということを選出時に全員で確認し、事あるごとに学年委員を中心に物事を進め、全員が協力することを明確にしておくことが大切です。
- 3) 選任の方法に関しては、様々な方法が考えられますが、前文を踏まえて学級でよく話し合い決めることが望ましい。
- 4) 欠員が生じその補充が必要な場合(学年委員会が必要と認めた場合)には、速やかにその学級から新たに選任すること。
- 5) 役員(執行委員)経験者は、役員退任後5年位は選任の対象としないことが望ましい(できるだけ多くの方に、学年委員を経験してほしい)。ただし、支部委員に関してはこの限りではない。

4. 活動方針

- 1) 会則の中の目的(第3条)を達成させるために、その方針(第5条)に従い、活動(第4条)するということが活動に対する大きな枠組みとなります。そのことをふまえて、
 - ①明るく
 - ②楽しく
 - ③前向きに
 - ④和をもって活動しましょう
- 2) 事業・活動の内容にもよりますが、学年委員会が、あるいは学年委員が中心となりその学年や学級のまとめ役として、声を掛け合いできるだけ多くの会員の方々と役割を分担し合い活動するよう努めましょう。
- 3) PTAという組織としての活動ですから、執行委員会の指揮のもとにあるということを組織図の中でもご確認ください。これは、学年委員会の活動をただ単に制限し、管理下に置くという意味ではなく、広く連絡を取り合いながらより良い活動をしていただくために、とても大切なこととご理解ください。

5. 活動内容

1) 全学年共通の活動内容

- ・ PTA資源回収(アルミ缶回収)
- ・ 無事かえるマスコット製作
- ・ 各種学校行事への協力(運動会、持久走大会、音楽会等)
- ・ 他の団体等からの協力要請に対する参加・協力
- ・ 各教室のカーテンの洗濯

2) 具体的な活動内容

①第1学年

- ・ 給食試食会
- ・ 学級懇談会
- ・ その他独自に事業を立案し活動できる

②第2学年

- ・ 生活科の手伝い(町探検)
- ・ 学級懇談会
- ・ その他独自に事業を立案し活動できる

③第3学年

- ・ 社会科の手伝い
- ・ 学級懇談会
- ・ その他独自に事業を立案し活動できる

④第4学年

- ・ 学級懇談会
- ・ その他独自に事業を立案し活動できる

⑤第5学年

- ・ 家庭科(ミシン)のお手伝い
- ・ 学級懇談会
- ・ 総会準備の協力
- ・ その他独自に事業を立案し活動できる

⑥第6学年

- ・ バスケットボール、陸上大会への応援参加
- ・ 学級懇談会
- ・ 卒業準備委員を選任
- ・ 謝辞選考委員会を発足(学年委員未経験者で構成し、立候補がない場合の候補者)
- ・ その他独自に事業を立案し活動できる

支部委員会運営規定

1. 支部委員会とは

「鴻巣市立鴻巣北小学校 PTA 会則」平成17年4月28日改正 より抜粋

第 14 章 支部委員会

(支部委員会の意義)

第 46 条 この会を次の 6 地区にわけて支部委員会を置き、その地域社会と関わり合いながら支部委員会の PTA 活動を推進し、この会の目的の達成を図る。

1. 宮地支部委員会:宮地、鴻巣の一部
2. 雷電支部委員会:雷電、栄町 5 丁目
3. 加美支部委員会:加美
4. 神明支部委員会:神明
5. 箕田支部委員会:八幡田、市の縄、寺谷、箕田の一部
6. 上三谷支部委員会:鴻巣の一部、安養寺の一部

(支部委員長の委嘱)

第 47 条 支部委員長は、各支部の推薦に基づいて、会長が委嘱する。

(支部委員会の活動)

第 48 条 支部委員会は、会則に反しない限り、独自に事業を立案して活動する。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は保護者と教員が一体となって会員相互の見識を高め、親睦を深めると共に、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. よい保護者、よい教員となるような事業・活動をする。
2. 会員相互の親睦を図る。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な育成を図る。
4. 児童の生活環境を良くする。
5. 公教育を充実することに努める。
6. 国際理解に努める。
7. その他、目的達成に必要な活動をする。

第3章 方針

(方針)

第5条 この会は、児童の健全育成のため地域社会と連携し、学校教育の充実・向上に協力することを本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の委員の名で、選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

以上のことから、支部委員会は各支部から支部委員を数名選任し、支部ごとに委員会としたものです。支部委員会は、児童の幸福な成長に大きく寄与することを前提としており、おもに、各支部ごとの地域社会での PTA 活動を推進する中で、会員相互及び地域社会の人々との見識

を高めたり、親睦を深めたりすることを重要な目的としています。

2. 支部委員会の運営方針

- 1) 執行委員会の指揮の基に、支部委員長を中心に運営する。

PTA という組織としての活動ですから、執行委員会の指揮のもとにあるということを組織図の中でもご確認下さい。これは、支部委員会の活動をただ単に制限し、管理下に置くという意味ではなく、広く連絡を取り合いながら、より良い活動をしていただくために、とても大切なこととご理解ください。

- 2) 支部連絡網の活用については、十分に注意する。

連絡網を使う場合には、必ず書面にて内容を明示し、執行委員会と学校の許可を受けてからにすること。

なお、緊急の場合でも、できるだけ書面にて内容を明示して(素早く正確に伝えるため)会長と校長の許可を受けること。ただし、自治会主催の活動等の協力については、この限りではない。

3. 支部委員の選任

- 1) 各支部から、必ず数名の支部委員を選任しなければならない。
- 2) 選任に関しては、選任された数名の支部委員の方がすべての役割を担うということではなく、あくまでもその支部の代表者であるということを選出時に全員で確認し、事あるごとに支部委員を中心に物事を進め、全員が協力することを明確にしておくことが大切です。
- 3) 選任の方法に関しては、様々な方法が考えられますが、前文を踏まえて支部でよく話し合い決めることが望ましい。
- 4) 欠員が生じその補充が必要な場合(支部委員会が必要と認めた場合)には、速やかに支部委員会から新たに選任すること。

4. 活動方針

- 1) 会則の中の目的(第3条)を達成させるために、その方針(第5条)に従い、活動(第4条)するということが活動に対する大きな枠組みとなります。そのことを踏まえて、
 - ① 明るく
 - ② 楽しく
 - ③ 前向きに
 - ④ 和をもって活動しましょう
- 2) 事業・活動の内容にもよりますが、支部委員会が、あるいは、支部委員が中心となりその支部のまとめ役として、声を掛け合いできるだけ多くの会員の方々と、役割を分担し合い活動するよう努めましょう。
- 3) PTA という組織の中の活動ですから、執行委員会の指揮のもとにあるということを組織図の中でもご確認下さい。これは、支部委員会の活動をただ単に制限し、管理下に置く

という意味ではなく、広く連絡を取り合いながら、より良い活動をしていただくために、とても大切なこととご理解下さい。

5. 活動内容

全支部共通の具体的な活動内容

- ・ PTA資源回収
- ・ 通学班編成
- ・ 通学路旗振り(危険箇所)
- ・ 歩道橋の清掃・除雪作業と安全指導
 - 宮地北歩道橋・・・宮地支部、雷電支部
 - 沼田歩道橋・・・宮地支部、上三谷支部
 - 神明歩道橋・・・加美支部、神明支部
 - 八幡田歩道橋・・・箕田支部
- ・ こども 110 番の家募集・アンケート配布・回収
- ・ 新入学説明会下校班編成協力
- ・ 各種学校行事への協力(運動会・持久走大会等)
- ・ その他独自の事業を立案し活動できる(交流会活動等)

6. 支部委員会の新設・廃止・合併・分割

下記事項に該当する場合において、支部委員会の新設・廃止・合併・分割を行うことができる。

①通学区域の弾力化に対処する場合

②世帯数の増加・減少により、活動が困難な状況・支障をきたす状況になった場合や確実にその状況が予測される場合

- 1) 支部委員会(支部委員長)は、支部会員の同意の上で意見をまとめて、執行委員会に文書をもって要請することができる。
- 2) 執行委員会は、総合的な状況判断にもとづいた立場から提案することもできる。
- 3) 執行委員会は、「児童のために地域社会における活動を目的とする」基本理念を考慮の上、慎重に調査・検討し関係する支部委員会との調整を図る。
- 4) 支部委員会を新設・廃止・合併・分割する場合は、会長が運営委員会を招集し、賛同を得た上で、総会に提案し、承認を得ることとする。

特別委員会運営規定

1. 特別委員会とは

「鴻巣市立鴻巣北小学校 PTA 会則」平成15年4月25日改正 より抜粋

第15章 特別委員会

(特別委員会)

第49条 この会には、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

(特別委員の任期)

第50条 特別委員会は、その任務の終了したときに、解散する。

(委員長の委嘱)

第51条 特別委員会委員長は、委員会の推薦に基づいて、会長が委嘱する。

(委員会の活動)

第52条 特別委員会は、その設置された目的を十分に考慮した上で、会則に反しない限り、独自に事業を立案して活動する。

(特別委員会へのPTA会員以外の参加)

第53条 会長は、各特別委員会委員長の推薦にもとづき鴻巣北小PTA会員以外を特別委員会会員とすることができる。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 この会は保護者と教員が一体となって会員相互の見識を高め、親睦を深めると共に、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動をする。

1. よい保護者、よい教員となるような事業・活動をする。
2. 会員相互の親睦を図る。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な育成を図る。
4. 児童の生活環境を良くする。
5. 公教育を充実することに努める。
6. 国際理解に努める。
7. その他、目的達成に必要な活動をする。

第3章 方針

(方針)

第5条 この会は、児童の健全育成のため地域社会と連携し、学校教育の充実・向上に協力することを本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

以上のことから、特別委員会は純粋な奉仕活動として、ボランティアの方々に自主的に活動していただく委員会です。特別委員会は、児童の幸福な成長に大きく寄与することを前提としており、おもにPTA活動を推進する中で、会員相互及び地域社会の人々との見識を高めたり、親睦を深めたりすることを重要な目的としています。

2. 特別委員会の運営方針

- 1) 執行委員会の指揮の基に、特別委員長を中心に運営する。

PTA という組織としての活動ですから、執行委員会の指揮のもとにあるということを組織図の中でもご確認下さい。これは、特別委員会の活動をただ単に制限し、管理下に置くという意味ではなく、広く連絡を取り合いながら、より良い活動をしていただくために、とても大切なこととご理解ください。

- 2) 最初の特別委員会は執行委員会(担当の執行委員)が召集し、PTA会員の中より、特別委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名を互選により選出する。
- 3) 2回以降の特別委員会は、特別委員長が執行委員会(担当の執行委員)にその日時・場所・内容等を報告、相談し開催する。
- 4) 学級連絡網の活用については、十分に注意する。

学級連絡網を使う場合には、必ず書面にて内容を明示し、執行委員会と学校の許可を受けてからにすること。

なお、緊急の場合でも、できるだけ書面にて内容を明示して(素早く正確に伝えるため)会長と校長の許可を受けること。

3. 特別委員の加入・脱退

- 1) 必ず全会員に対して、新学期以降に特別委員の加入受けを行う。また、鴻巣北小PTA会員以外の希望者も対象とすることができる。
- 2) ボランティアの方々に自主的に活動していただく委員会のため、特に任期は設けません。ただし、特別委員長・副委員長・書記・会計としての任期は原則1年とし、再任を妨げないが、連続して2年を越えてはならない。また、特別委員は、学年委員や支部委員の選任を回避することは認められません。
- 3) 欠員が生じその補充が必要な場合(特別委員会が必要と認めた場合)には、随時、加入受けをすることができる。
- 4) 都合により脱退を希望する場合は、特別委員長および会長へ書面にて届け出ることで承認される。

4. 活動方針

- 1) 会則の中の目的(第3条)を達成させるために、その方針(第5条)に従い、活動(第4条)するということが活動に対する大きな枠組みとなります。そのことを踏まえて、

- ① 明るく
- ② 楽しく
- ③ 前向きに
- ④ 和をもって活動しましょう

- 2) 事業・活動の内容にもよりますが、特別委員会が、あるいは特別委員が中心となりそのまとめ役として、声を掛け合いできるだけ多くの会員の方々と、役割を分担し合い活動するよう努めましょう。
- 3) PTA という組織の中の活動ですから、執行委員会の指揮のもとにあるということを組織図の中でもご確認下さい。これは、特別委員会の活動をただ単に制限し、管理下に置くという意味ではなく、広く連絡を取り合いながら、より良い活動をしていただくために、とても大切なこととご理解下さい。

5. 活動内容

- 1) 具体的な活動内容のほか、
 - ・他の団体等からの協力要請に対する参加・協力
 - ・執行委員会から要請があった事業・活動の実施、等

※ 活動方針にもあるように、特別委員は声を掛け合い、会員の皆の協力をいただきながら活動する様に努めて下さい。

細則ー5

PTA活動に先立つ確認事項

PTA活動(特に支部委員会、特別委員会は独自の活動が多くなりますので)につきまして必ず下記の事を遵守して下さい。これらの事項はPTA活動全般におけるスムーズな運営と、先生方や役員をはじめ全ての会員の皆様が、楽しく・気持ち良く活動していただくために大変重要なことです。

ご確認の上ご理解とご協力をお願い申し上げます。

① 活動日程について

事業等の日程の決定には十分な注意と多方面へのご配慮をお願い致します。

必ず執行委員会と学校への確認と了解を得て下さい(委員会等での決定が優先されない場合があります。=委員会等での決定が最終決定ではありません。)

学校・PTA連合会等の都合により日程の変更をお願いする場合があります。

② 活動について

日頃の活動は委員会等で調整をした後、その決定事項を事前に執行委員会にご連絡下さい。

※ 活動内容(日時・場所・主旨・目的・何をする等)は必ず書面にて対象者全員に案内をし、「知らなかった」という人がいないようにして下さい。

※ 北小PTAとして事業や催しものの参加や、主催する事業や募集等の案内状を出す場合には、必ず会長名を明記して下さい。これは、事故があった場合の保険の対象となるための必要事項となっているからです。

※ 突発的な活動は決して行わないで下さい。

PTA全体に関わる事や重要と思われることにつきましては、委員長より会長(執行委員会)に事前に報告や相談をし、指示を仰いでください。

③ 連絡網について

活動を書面にて案内の後、その上で必要な場合には連絡網を活用して下さい。

但し、連絡網を活用する場合は必ず執行委員会(会長)の了解を得た上で学校(校長先生)の許可を得て下さい。

※ 了解を得るときは、その連絡内容を書面(別紙の連絡網使用書)にて提出して下さい。

※ 緊急を要する場合でも、会長(又は副会長)に相談の上で使って下さい。その後その連絡内容を書面(別紙の連絡網使用書)にて提出して下さい。

④ 選考委員の任期について

選考委員の任期は、選考委員会の設置から定期総会までのため、次年度における学年委員や支部委員の選任を回避することはできません。

⑤ 学年委員について

学年委員は児童 1 人につき1回すること。

5学年は学年委員6名・会計監査各クラス1名(会計監査は翌年の学年委員免除)

6学年は学年委員6名・卒業準備委員12名・謝辞選考委員(学年委員未経験者全員)

謝辞選考委員とは、卒業式での謝辞の立候補がない場合、謝辞選考委員から選出する。

謝辞選考委員は支部委員と兼任できる。

⑥ その他

どんなことでも結構ですので執行委員(執行委員会)までご意見等をお寄せ下さい。

※ 出来るだけ書面にてお願い致します。

【様式-1】

連絡網使用書

令和__年__月__日

PTA会長_____様

使用者 委員会名_____

氏 名_____

連絡網使用理由

連絡内容

慶 弔 規 定

(趣旨)

第1条 会員等に対する慶弔に関しては、この規定に定めるところによる。

(慶事)

第2条 会員(教職員に限る)が、次の各号に該当するときは、祝金を贈呈する。

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 結婚 | 5,000円 |
| 2. 出産(配偶者を含む) | 5,000円 |

(転退職)

第3条 会員(教職員に限る)が、転退職するときは、3,000円の饞別を贈呈する。
ただし、勤務年数が3年未満の場合は、勤務年数×1,000円とする。

(弔事)

第4条 会員及び本校在籍の児童等が、次の各号に該当するときは、弔慰金等を贈呈する。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. 会員の死亡 | 5,000円及び香華又は香華料 |
| 2. 児童の死亡 | 5,000円及び香華又は香華料 |
| 3. 会員(教職員に限る)の配偶者及び実父母の死亡 | 5,000円 |
| 4. 会員(教職員に限る)の義父母の死亡 | 弔電 |
| 5. 「こども110番の家」依頼一家の弔事 | 弔電 |

(見舞)

第5条 本校在籍の児童又は会員(教職員に限る)が、疾病或いは事故により、10日以上入院したときは、5,000円の見舞金を贈呈する。

(会長の専決)

第6条 会長は、この規定で定めるほか慶弔の必要を認めた時は、副会長と相談の上、慶弔金等を贈呈することができる。

(規定の執行)

第7条 この規定の執行は、会長又はその代行者が行う。

(規定改正の経過)

第8条 本規定は、昭和53年4月1日より適用する。

- 平成12年5月1日全面改正
- 平成14年5月2日一部改正
- 平成17年4月28日一部改正
- 平成30年2月20日一部改正

細則一七

表彰規定

(趣旨)

第1条 会員等に対する表彰に関しては、この規定の定めるところによる。

(表彰)

第1条 会員等が、次の各号に該当するときは、会長は執行委員会の承認を得て表彰することができる。また、記念品を添えることもできる。

1. 児童の育成に功労があったとき
2. PTA活動発展のために功労があったとき

(規定の執行)

第3条 この規定の執行は、会長又はその代行者が行う。

(表彰の場所)

第4条 表彰は、原則として、総会においてこれを行う。

(規制改正の経過)

第5条 本規定は、昭和53年4月1日より適用する。
平成12年5月1日、全面改正

細則一八

経理処理基準

1. 北小PTAの経理処理は、本経理処理基準に準拠して行う。
2. 北小PTAには、以下の会計を置く。
 - ① 一般会計：会則7条に定める会費等の収入により、通常のPTA活動に当てるため、会則第33条に定める総会決議の予算及び会長の判断に基づいて支出を行う。
 - ② 特別会計：資源回収活動等により、特定の支出に当てるため、会長の判断に基づいて支出を行う。
3. 一般会計の収入及び支出は、その収支の性質に応じて、【様式一2】の科目に区分して記帳を行う。
4. PTA総会にて承認を受ける一般会計収支計算書は、原則として、【様式一3】に従うものとする。
5. PTA総会にて承認を受ける一般会計予算書は、原則として、【様式一4】に従うものとする。
6. 特別会計の収入及び支出は、その収支の性質に応じて、原則として、【様式一5】の科目に区分して記帳を行う。
7. PTA総会にて承認を受ける特別会計収支計算書は、原則として、【様式一6】に従うものとする。

一般会計科目

収 入

大科目	小科目	内 容	備 考
PTA会費		会則第7条に定めるPTA会費	
雑収入		寄付金・預金利息等、会則第7条に定めるPTA会費以外の収入	

支 出

大科目	小科目	内 容	備 考
運営費	会議費	PTA諸会議を開催するための支出	
	事務費	通常のPTA活動で使用する消耗品・通信費等	
分担金	分担金	日P連・県P連・市P連の定額分担金(会費)	
	参加費	日P連・県P連・市P連が主催する行事への参加費用	
委員会活動費		委員会・支部委員会・運動部の活動費(各委員会・各支部委員会・各運動部ごとに記帳すること)	
児童奨励費	学校行事費	林間学校・運動会・修学旅行・卒業等の学校行事への協力金	
	PTA行事費	PTA行事開催費用	
慶弔費		PTA関係の諸慶弔支出	
予備費		臨時の支出	

令和 年度 鴻巣北小PTA 一般会計収支計算書
(令和 年4月 1日 ~ 令和 年 3月31日)

1. 収入の部

(単位 : 円)

項目	予算額	決算額	差額	内容説明
PTA会費				PTA会費 350円×12ヶ月×(世帯数+教職員)
雑収入				預金利息等
前期繰越				前期より繰越金
収入合計				

2. 支出の部

(単位 : 円)

項目	予算額	決算額	差額	内容説明
運営費	会議費			PTA諸会議開催費
	事務費			通常PTA活動で使用する消耗品・通信費等
分担金	分担金			日P連・県P連・市P連の分担金 PTA安全互助会費
	参加費			日P連・県P連・市P連行事への参加費 北中学校区連携会議の参加費等
委員会活動費	いちょうっ子 パパ			いちょうっ子パパの活動費
	支部			支部の活動費
児童奨励費	学校行事費			林間学校・運動会等学校行事の協力金 合同事業としての環境整備費用 飼育費、児童会補助金
	PTA行事費			PTA行事開催費用
慶弔費				PTA関係の慶弔費
予備費				臨時の支出
支出合計				

3. 差引残高

差引残高 円

差引残高の 円は、次期繰越金とさせていただきます。

令和 年度 鴻巣北小PTA 一般会計予算書
(令和 年 4月 1日 ~ 令和 年 3月31日)

1. 収入の部

(単位 : 円)

項 目	前年度決算額	予算額	内 容 説 明
PTA会費			PTA会費 350円×12ヶ月×(世帯数+教職員)
雑収入			預金利息等
前期繰越			前年度より繰越金
収入合計			

2. 支出の部

(単位 : 円)

項 目	前年度決算額	予算額	内 容 説 明
運営費	会議費		PTA諸会議開催費
	事務費		通常PTA活動で使用する消耗品・通信費等
分担金	分担金		日P連・県P連・市P連の分担金 PTA安全互助会費
	参加費		日P連・県P連・市P連行事への参加費 北中学校区連携会議の参加費等
委員会活動費	いちようっ子 パパ		いちようっ子パパの活動費
	支部		支部の活動費
児童奨励費	学校行事費		林間学校・運動会等学校行事の協力金 合同事業としての環境整備費用 飼育費、児童会補助金
	PTA行事費		PTA行事開催費用
慶弔費			PTA関係の慶弔費
予備費			臨時の支出
支出合計			

特別会計科目

収 入

大 科 目	小 科 目	内 容	備 考
資源回収収入		資源回収によって業者から受け取る収入	
資源回収補助金		資源回収によって鴻巣市等から受け取る収入	
雑収入		上記以外の収入	

支 出

支出は、その収支の性質に応じて、区分して記帳を行う。

大 科 目	小 科 目	内 容	備 考

令和 年度 鴻巣北小PTA 特別会計収支計算書

(令和 年4月 1日 ~ 令和 年 3月31日)

1. 収入の部

(単位 : 円)

項 目	金 額	内 容 説 明
資源回収収入		業者からの収入
資源回収補助金		鴻巣市からの収入
雑収入		預金利息等
前期繰越金		前期よりの繰越金
収入合計		

2. 支出の部

(単位 : 円)

項 目	金 額	内 容 説 明
支出合計		

3. 差引残高

差引残高 円

差引残高の 円は、次期繰越金とさせていただきます。

執 行 票

科目No: _____ 年度連番: _____

鴻巣北小学校PTA会計執行票

【請求・決済・支払】						
会 長		請 求 者		会 計		受取人
日 付	押 印	日 付	押 印	出納日	押 印	押 印
【金 額】						
支出金額		円	支出後 予算残高			円
【内 容】						
【領収書等添付欄】						
【科目処理】						
一般会計・特別会計					委員会等	
運営費	会議費(12)		児童奨励費	学校(17)		()支部
	事務費(13)			PTA(18)		学校応援団
分担金	分担金(14)		慶弔費	(19)		いちようっ子パパ
	参加費(15)		予備費	(20)		
	支部活動費 (16)		特別会計	(30)		

「資源回収」の実施手順

- ◆ 回収品について……………**段ボール ・ 新聞紙 ・ 雑誌 ・ アルミ缶**
※上以外は回収しない。それ以外の物が出されている場合は各支部で対処する。

- ◆ 集荷場所について……………各支部地区で設定した場所
※集荷場所以外に回収品が出ている場合は各支部で対処する。
※集荷場所に変更がある場合は、担当執行委員まで連絡をする。

- ◆ 集荷時刻について……………**午前 9 時 30 分まで**

- ◆ 業者回収時刻について……………**午前 10 時 00 分から回収開始**
※積み残しがあった場合、速やかに担当執行部員に連絡し、学校での回収に間に合うようであれば学校へ持ち込む。間に合わない場合は各支部で対処する。

- ◆ アルミ缶の回収について……………各学年委員が回収。**回収当日 10 時から各担当の支部の集荷場所をまわり、学校へ搬送する。**

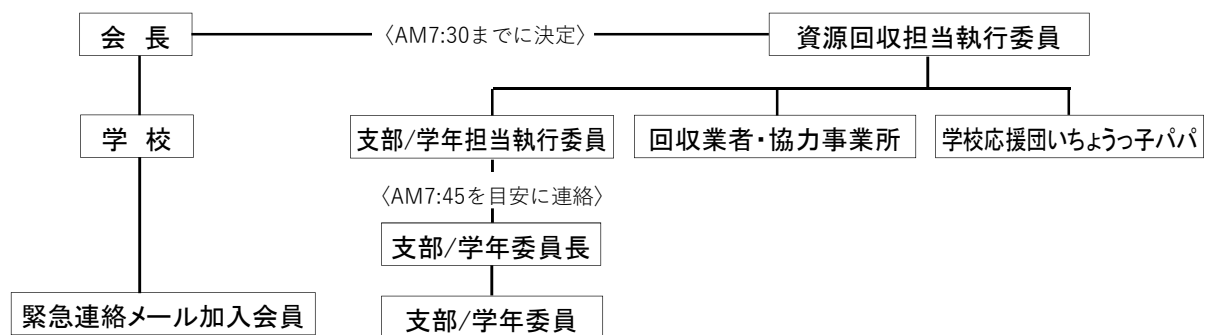
- ◆ ポスターについて……………年間を通して使用するため、大切に保管する。
資源回収後は責任を持って速やかに回収することとし、各支部委員長は、ポスターの回収を必ず確認すること。
 - 告知ポスター(緑)……………各支部委員はポスターに**日付と集荷時刻を書き入れ、2週間前に集荷場所と家の近辺に張り出し、回収日当日 10 時に撤収**すること。

 - 集荷場所ポスター(橙)……………回収日**当日の午前 8 時まで**に、集荷場所のよく見える位置に張り出し、**10 時に撤収**すること。
※張り出しは必ず当日にし、前日にはしない。(回収日を誤解されてしまうため。)

 - 中止ポスター(白)……………中止の連絡を受けたら直ちに集荷場所に張り出し、**10 時に撤収**すること。

◆ 天候と実施について

1. 原則として実施日は土曜日とし、雨天決行、荒天の場合は中止とする。中止の際、集荷場所に回収品が出されている場合は各支部で対応する。
2. 途中から雨になった場合、集荷されたものについては業者に回収してもらえらるため、ビニールシート等で雨に濡れないようにしておく。
3. 天候がはっきりしない場合は
 - ①資源回収担当執行委員が、業者と会長に連絡をする。
 - ②中止の場合は、各委員長及びボランティアに連絡をする。
 - ③各委員長は、各連絡網を通じて委員に連絡をする。
 - ④連絡がない場合は実施される。
4. 荒天時における回収日当日の実施決定連絡体制（晴天、雨天時は除く）



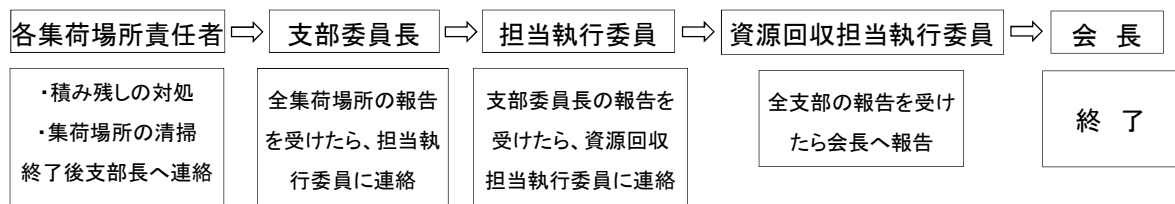
◆ 広報活動について……………実施(雨天決行)及び、中止の場合、拡声器を使用し広報活動を行う。

《時間》 実施の場合…8時30分 ～ 9時30分（目安）
 中止の場合…8時00分 ～ 9時00分（目安）

◆ 各責任者の選出

- 集荷場所責任者……………集荷場所責任者は、各支部委員長が責任を持って選出し、毎回変更すること(ローテーション)も可能とする。
 回収日当日、各集荷所を整え、回収が済んだら清掃を行う。
- アルミ缶回収責任者…… アルミ缶回収責任者は、各学年委員長が責任を持って選出し、各担当支部の集荷場所より学校まで搬入する。毎回変更すること(ローテーション)も可能とする。
 学校に搬入したら、資源回収担当に回収してきた集荷場所を申告し、アルミ缶とその他の物を分別する。

◆ 回収後の連絡体制



◆ その他……………この実施手順は、資源回収開催時の状況に応じて柔軟に対応すること。

「こども110番の家」への対応について

1. 発足の経緯

「こども110番の家」制度は、平成11年4月から鴻巣市内の小中学校で実施されている児童保護制度である。本校では平成28年4月より導入された制度である。

2. 設置目的

「こども110番の家」制度の目的は、子ども達の登校・下校時の不測の事態を出来るだけ速やかに回避するために地域の方の力をお借りするものである。そして、この制度により学校・家庭・地域間の協力と連携が、一層深まることを目指している。

3. 制度利用上の心構え

登校時及び下校時、急病・ケガ・変質者等に追いかける・事件に巻き込まれそうになる時などの緊急の場合に、利用させていただくことを原則としている。

従って、トイレの利用については、体調の急変による時以外は、できるだけ避けるよう学校・家庭で児童に指導することが望ましい。

4. 報酬等

「こども110番の家」制度は、すべてボランティアでお引き受けいただいた家庭と事業所の善意によって支えられているため、無報酬である。

ただし、設置目的の理由から、当面、以下のような取り扱いをするものとする。

- ① 学校だより「いちょうっ子」の配布
- ② 運動会などの学校行事への招待（招待状・特別席等）

5. 名簿の取り扱い

「こども110番の家」を引き受けていただいている方の名簿は、個人情報保護の観点から、保護者等に公表はしない。

従って、保護者は、「こども110番の家」の場所を実際に通学路を歩いていただくことにより、確認するものとする。

6. 設置場所

「こども110番の家」を引き受けていただいている方からの希望による辞退に当たっては、周辺の事情を勘案して、新たに設置するか否かを決定する。

7. 引き受け期間

児童・保護者への周知度を高めるため、出来るだけ長期間とする。

8. 意見の聴取

「こども110番の家」制度の適切な運営を図るため、原則として、年1回程度、「こども110番の家」を引き受けていただいた方へのアンケート調査を行う。

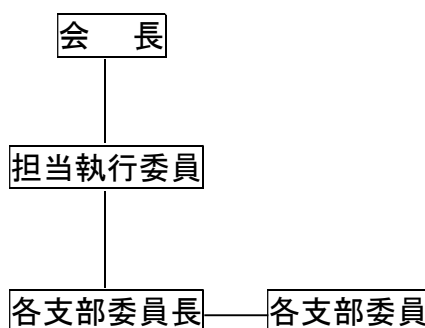
降雪時の対応について

1. 降雪時等の対応

降雪が予想される場合は、以下の手順で対処する。

2. 降雪が予想される場合の除雪実施決定の連絡体制

※ 会長は降雪が予想される場合、前日中に実施の有無を決定し、下記の連絡網で連絡を行う。



3. 歩道橋の除雪作業と安全指導

① 除雪方法

■歩道橋の除雪は、各支部会員（保護者）等の協力を得ながら、各歩道橋担当の支部委員を中心に行う。

■歩道橋の除雪は、児童が足を滑らせた場合に手すりを利用できるように、児童が歩ける程度の幅で、どちらか一方の側に雪を寄せて行う。

② 安全指導（登下校時）

■除雪作業終了後、歩道橋の登り口と降り口にて、児童の安全指導（登下校時）を行う。

4. 通学路の除雪作業と安全指導

① 除雪方法

■通学路の除雪は、各支部委員長より支部連絡網を使って各支部委員に連絡し、会員全員（保護者）の協力を得て行う。

② 安全指導（登下校時）

■会員全員（保護者）の協力を得て、除雪作業終了後、安全指導（登下校時）を行う。

「交通安全母の会」の取り扱いについて

1. 基本方針・経緯

平成 12 月 4 月 1 日より、「鴻巣市交通安全母の会」の活動を、鴻巣市北小の児童に関係あるものに限定し、PTA活動の一環として、鴻巣北小PTAの組織の中に組み入れ、郊外活動委員会(当時)の活動としてきた。

しかしながら、平成 14 年 4 月 1 日より、委員会制度を廃止したために鴻巣北小PTAの組織の中での「鴻巣市交通安全母の会」の位置付けが不安定であることから、今回見直し、整理することとした。

2. 内 容

①受入組織

鴻巣北小PTA執行委員会、「鴻巣市交通安全母の会」の受入組織とする。

②交通安全母の会 北支部

鴻巣北小PTA会長を、「鴻巣市交通安全母の会」北支部の支部長とし、担当執行委員を副支部長とする。但し、「母の会」なので、PTA会長が男性の場合は、女性の副会長を支部長とする。

「交通安全母の会」の役員は、鴻巣北小PTA執行委員(女性に限る)とする。

会計は置かず、支部長が管理する。

③活動方針

活動にあたっては、鴻巣北小PTAの方針を優先し、学年委員会に協力を要請することが出来る。

④活動内容

「鴻巣交通安全母の会」の活動のうち、おもに鴻巣北小の児童を対象にしたものを中心に、活動を行う。

★ 交通安全マスコット「無事かえる」の作成、新入学児童への贈呈

★ 夏休み子供交通防犯教室(映画会)の開催等

また、「交通安全母の会」の活動に限らず、交通安全に関連した鴻巣北小PTA独自の活動を行ってもよい。